

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階
環境影響評価書案（有明アーバンスポーツパーク）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明アーバンスポーツパーク）」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
和賀井 克夫

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（有明アーバンスポーツパーク）

3 対象事業の所在地

東京都江東区有明一丁目

第2 意見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容を充実させるとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境（大気等）】

（大気等）

工事用車両の走行に伴う影響については、予測の対象時点を大会開催前及び大会開催後とした上で、本会場と計画地周辺に位置する有明アリーナ等の他の会場との整備に伴う工事用車両の合計台数が最大となる大会開催前の時点に着目して、予測及び評価を行っている。

一方、有明アリーナ等の仮施設等解体工事に伴う工事用車両台数は、現時点では未定であり、大会開催後における影響も懸念される。このため、大会開催後の時点における本会場と有明アリーナ等の仮施設等解体工事の工事用車両の走行に伴う複合影響を事前に把握するとともに、フォローアップにおいて適切に報告すること。

[生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞）と共通]

【生活環境（騒音・振動）】

（騒音・振動）

工事用車両の走行に伴う影響については、予測の対象時点を大会開催前及び大会開催後とした上で、本会場と計画地周辺に位置する有明アリーナ等の他の会場との整備に伴う工事用車両の合計台数が最大となる大会開催前の時点に着目して、予測及び評価を行っている。

一方、有明アリーナ等の仮施設等解体工事に伴う工事用車両台数は、現時点では未定であり、大会開催後における影響も懸念される。このため、大会開催後の時点における本会場と有明アリーナ等の仮施設等解体工事の工事用車両の走行に伴う複合影響を事前に把握するとともに、フォローアップにおいて適切に報告すること。

[主要環境（大気等）、交通（交通渋滞）と共通]

【資源・廃棄物（廃棄物）】

（廃棄物）

建設発生土については、工事間での利用調整、または東京都建設発生土再利用センター等へ運搬して再利用を図るとしているが、比較的多くの発生量が予想されることから、これらの取組を確実に実施し、その内容をフォローアップにおいて適切に報告すること。

【交通（交通渋滞、交通安全）】

（交通渋滞）

工事用車両の走行に伴う影響については、予測の対象時点を大会開催前及び大会開催後とした上で、本会場と計画地周辺に位置する有明アリーナ等の他の会場との整備に伴う工事用車両の合計台数が最大となる大会開催前の時点に着目して、予測及び評価を行っている。

一方、有明アリーナ等の仮施設等解体工事に伴う工事用車両台数は、現時点では未定であり、大会開催後における影響も懸念される。このため、大会開催後の時点における本会場と有明アリーナ等の仮施設等解体工事の工事用車両の走行に伴う複合影響を事前に把握するとともに、フォローアップにおいて適切に報告すること。

〔主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）と共通〕

（交通安全）

工事用車両の走行ルートは、極力、湾岸道路等を利用するなど歩行者の交通安全に配慮し、特に、登校時間（7:30～8:30）においては、周辺教育施設の児童の登校時の交通安全に配慮するとしているが、周辺の保育所の登降園時間帯や教育施設の下校時間帯等にも留意し、歩行者の安全確保を徹底すること。